

(介 76)

平成 28 年 8 月 5 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦



平成 28 年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険制度運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 12 年より実施されております標記調査について、本年も実施されることになり、別添の通り厚生労働省より本会宛に調査協力依頼がありました。

当該調査は、全国の介護サービスの提供体制・提供内容等を把握し、介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としているものです。

調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象に調査が行われますが、本年は、介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者に対しての調査も実施します。また調査期日は、本年 10 月 1 日現在において実施することになっております。

本会においても、本調査において協力することと致しましたので、貴会におかれましても調査の円滑な実施に向けてのご協力とともに会員への周知へご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

○添付資料

- ・平成 28 年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について
「平成 28 年 7 月 25 日 政統発 0725 第 1 号 厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)」
- ・参考資料 平成 28 年介護サービス施設・事業所調査の概要
- ・調査票 一式

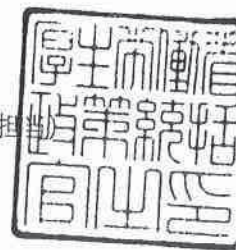




政 統 発 0725 第 1 号
平 成 28 年 7 月 25 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）



平成28年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても、下記のとおり調査を実施することといたしましたので、引き続き貴会の御協力を賜りたく、御配意方お願い申し上げます。

記

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

（1）介護保険施設、各事業所

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

ア 介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

イ 居宅サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防サービス事業所

介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所、地域密着型通所介護事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設の利用者

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、層化無作為抽出により抽出した施設における平成28年9月末の在所者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーションの利用者

全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、層化無作為抽出により抽出した事業所における平成28年9月中の利用者の1/2を客体とする。

3 調査の期日

平成28年10月1日現在において実施する。

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

(1) 基本票

- ①施設基本票（別紙1-1）
- ②事業所基本票（別紙1-2）

(2) 詳細票

- ①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票（別紙2）
- ②介護老人保健施設票（別紙3）
- ③介護療養型医療施設票（別紙4）
- ④訪問看護ステーション票（別紙5）
- ⑤居宅サービス事業所（福祉関係）票（別紙6）
- ⑥地域密着型サービス事業所票（別紙7）
- ⑦居宅サービス事業所（医療関係）票（別紙8）

(3) 利用者票

- ①介護保険施設利用者一覧票（別紙9）
- ②介護保険施設利用者個票（別紙10）
- ③訪問看護ステーション利用者一覧票（別紙11）
- ④訪問看護ステーション利用者個票（別紙12）

5 調査の実施体制

(1) 基本票は、厚生労働省が調査に関する事務を行う。

(2) 詳細票及び利用者票は、厚生労働省が調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。

- (3) 都道府県は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「平成28年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

6 調査の方法

- (1) 基本票は、厚生労働省から都道府県に配布し、各担当者が記入する。
- (2) 詳細票は、都道府県により作成された「平成28年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」等を基に、民間事業者から全施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。
- (3) 利用者票は、都道府県により作成された「平成28年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」を基に、民間事業者から対象施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室が行い、調査結果は速やかに公表する。